

平成 29 年 4 月 28 日

建設・技術課 入札・契約担当

担当者 佐伯、高治

内線 2746 直通 0952-25-7102

E-mail: kensetsu-gijutsu@pref.saga.lg.jp

佐賀県建設工事等入札参加資格者の指名停止を行います

「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」により、佐賀県指名停止委員会において審議し、下記のとおり指名停止を行います。

記

1 指名停止対象業者、登録業種及び指名停止期間

対象業者：安全施設株式会社 代表取締役 西富 幸一

(佐賀市大和町川上 1 5 3 - 1)

登録業種：とび・土工・コンクリート工事－C級、塗装工事－C級、解体工事－登録(※)

(※)「登録」とは、等級の区分を設けていない建設工事の種類における入札参加資格を指す。

期 間：平成 2 9 年 5 月 1 日 ～ 平成 2 9 年 8 月 3 1 日 (4 か月)

2 指名停止の理由

安全施設株式会社が、虚偽の申請により得た経営事項審査結果通知書を公共工事の発注者に提出し、入札参加資格申請を行ったこと等が、建設業法第 2 8 条第 1 項第 2 号に該当するとし、平成 2 9 年 4 月 2 8 日に佐賀県知事から営業停止処分 (4 5 日間) を受けたため。

3 指名停止期間の根拠

同社は、佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領別表第 2 (その 2) 第 5 号 (建設業法違反) に該当する。

指名停止期間については、(短期) 1 か月以上 (長期) 9 か月以内の範囲内で措置することとなるが、下記イ～ハに該当するため 4 か月とする。

イ 「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置基準」第 2 条第 2 項第 3 号 (違反行為が 2 年以上続いていた場合に、短期に 1 か月加算)

ロ 「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置基準」第 2 条第 2 項第 4 号 (建設業法に規定する営業停止に該当する場合に、短期に 1 か月加算)

ハ 「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置基準」第 2 条第 2 項第 5 号 (建設業法に規定する営業停止期間の加算に該当する場合に、短期に 1 か月加算)

4 平成 2 7 ・ 2 8 年度受注実績

平成 2 8 年度 2 1 件 (2 1 3, 2 8 1 千円)

平成 2 7 年度 1 1 件 (1 3 4, 2 2 5 千円)